

令和7年4月2日
話題事項

令和7年4月1日
資料提供済

熊野白浜リゾート空港が「特定利用空港」となりました

和歌山県が空港管理者である熊野白浜リゾート空港（法令に基づく名称：南紀白浜空港）が、令和7年4月1日付けで「特定利用空港」となりました。

（参考）

○「総合的な防衛体制の強化に資する取組について（公共インフラ整備）」＜別紙＞

（総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議（第8回）配布資料）

○総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議
（内閣官房ホームページ）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koukyou_infra/index.html

○総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備（内閣官房ホームページ）

URL : https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/koukyou_infra.html

○特定利用空港への対応について（令和7年1月8日和歌山県知事記者発表資料）

URL : https://www.pref.wakayama.lg.jp/chiji/press_animation/press_animation_backn_d/fil/070108_1.pdf

熊野白浜
リゾート
空港
KUMANO
SHIRAHAMA
RESORT
AIRPORT

（連絡先）

県土整備部港湾空港局港湾空港振興課

担当：楠本、花田

電話：073-441-3151

内線：3151

総合的な防衛体制の強化に資する取組について (公共インフラ整備)

【本取組の着実な推進】

- これまでに「特定利用空港・港湾」となった**8 空港及び 20 港湾**について、**インフラ管理者と自衛隊・海上保安庁等との間で構築した連絡・調整体制を通じ、引き続き、「特定利用空港・港湾」の円滑な利用に取り組む。**
- また、「特定利用空港・港湾」においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、**必要な整備又は既存事業の促進を着実に**行う。

【本取組の更なる充実化】

- 今般、**新たに 3 空港及び 5 港湾（次ページ）**について、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」として、確認事項（別添 1）を確認するに至ったことから、これらの空港・港湾を「**特定利用空港・港湾**」に追加する。
- また、「道路」の取組については、**沖縄県と北海道に所在する「特定利用空港・港湾」**
(注) **とのアクセス向上に向けた道路ネットワークの整備に取り組む。**
(注) 沖縄県：那覇空港
北海道：室蘭港、苫小牧港、釧路港、留萌港、石狩湾新港
- このため、「**運用・整備方針**」を別添 2 のとおり**一部改正**し、別添 3 のとおりとする。
- 引き続き、自衛隊・海上保安庁のニーズを踏まえ、インフラ管理者等との調整を進め、**本取組の更なる充実化を図る。**

特定利用空港・港湾

特定利用空港：11空港

特定利用港湾：25港湾

(令和7年4月1日時点)

